

第2回ひょうご新観光戦略推進会議 傍聴要領

(趣旨)

第1条 ひょうご新観光戦略推進会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の入場)

第2条 傍聴希望者は、会議の当日、開会予定時刻の1時間前（令和7年9月1日(月)14時00分）から30分前（令和7年9月1日(月)14時30分）までに、受付で傍聴申出書に必要な事項を記入すること。

2 会場の都合上、傍聴定員は5名とする。

3 開会予定時刻の30分前（14時30分）の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。

4 開会予定時刻の30分前（14時30分）の時点で傍聴希望者が定員を超えない場合は、開会予定時刻（15時00分）まで先着順で傍聴を認める。

5 傍聴が確定した者は、事務局が交付する吊り下げ札を必ず携帯すること。

(入場の禁止)

第3条 次の各号に該当する者は入場してはならない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定した場所以外の場所への立ち入りを禁止する
- (2) 発言を含め、私語は慎むこと
- (3) 携帯電話の電源は切って、議事を静聴すること
- (4) カメラ、ビデオ、録音機の持ち込みを禁止する
- (5) 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き、慎むこと
- (6) その他ここに記載のない点は、事務局職員の指示に従うこと

(退場命令)

第5条 傍聴者がこの規則に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則 この要領は、令和7年8月15日から施行する。